

意見書

令和4年1月21日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課御中

151-0053
東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
会長 久保 真

連絡担当者氏名：木村 孝
電話番号 03-5304-7511
電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

「「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

| 意見対象項目（該当箇所） | | 意見 |
|--------------|---|--|
| 該当ページ | 該当する記載 | |
| 全体 | 全体 | 本最終取りまとめ案について基本的に賛同致します。地域、特に過疎化が進むエリアにおいては、他のインフラ設備も不十分且つ未整備なものが多く、都会生活者より不便な生活を強いられております。コロナ禍で地方への移住が俄に注目されておりますが、その際ブロードバンドの整備は、ほぼ前提条件と言って過言ではないと思います。また今後DX、デジタル田園都市国家構想を進める上でも不可欠です。この施策によって情報格差が少しでもなくなることに期待致します。 |
| P2 | ③ 料金体系（定額料金で原則無制限に利用可能か） | 通常2年で2倍、コロナ禍では3倍以上にデータ通信の利用量が増えている状況では、今後も永続的に定額料金でサービス提供を行うことは困難ではないかと考えられます。特に東京から離れるほど高額になるトランジット料金は日本のインターネット構造を変えなければ安くならない可能性も充分にあります。「全国的な料金体系と同等」の様な表現であれば、この懸念も生じないと思われれます。 |
| P2 | ○ 4G等の携帯ブロードバンドサービスについては、 ① 少なくとも現時点においては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用するための手段としては、必ずしも十分でない場合があること | 4Gに限りませんが、既にGIGAスクール等においては、通信帯域が十分に確保できないために、安定的に利用できないという現象が日本各地で発生しており、ここの表現にある「必ずしも」という副詞は不要だと思われれます。 (従来のネットワーク構造が、地域での折り返し通信に重点を置いていない、ユーザも必要としてない等の理由によります。) |
| P7 | しかしながら、これらの方式による有線ブロードバンドサービスの提供は、自治体に人材面・財政面での負担を恒常的に生じさせており、今後、人口減少の進展に伴い条件不利地域の自治体の財政力が更に低下した場合には、このような方式でのサービス提供の | この制度が必要とされる地域は過疎化が進んでいる地域であり、現状では今後も人口増加が見込めない地域が殆どだと思われれます。そのようなエリアにおいて民設民営は今後も見込める可能性が低く、理想的には民設民営であっても現実的ではないと考えます。また、仮に民設民営が可能であったとしても、単に接続サービス部分だけのサービス提供に留まり、通常のメンテナンスや接続に関するユーザトラブルに対応する人材が当該エリアには全くいないといった地域も |

| | | |
|-----|---|--|
| | <p>継続は困難になると予想される。</p> <p>そこで、条件不利地域における安定的なサービス提供を中長期的に確保していく観点から、新設する交付金制度で民設移行後の維持運用経費を支援することを前提に、公設公営・公設民営から民設民営への移行を促進する。</p> | <p>あります。このような場合、過疎エリアで対応可能な人材を獲得することは非常に困難であり、サービス提供時より常に人材育成を行う必要性が生じます。「民設民営」を前提で行うと、人材育成などの営みがなされない場合もあるため、地域の状況に鑑みた将来設計が必要ではないかと考えます。</p> |
| P8 | <p>○ このため、新たな交付金制度では、原則として、特定の事業者が1者のみで提供している地域（非競合エリア）を特定した上で、当該地域でサービス提供を行う事業者に限って、交付金による支援対象とすることが適当である。</p> | <p>この制度の提供地域は競合他社が存在しないことについては原則賛同致します。しかし、競合他社がいる場合であっても、その事業者の提供するサービスの品質が非常に劣悪であって、ユーザーが選択するに当たらない可能性もあります。競合他社が存在するからと言うだけで、この制度の範囲外であるとは限らず、その地域毎に実情を考慮する必要があるのではないかと考えます。</p> |
| P26 | <p>確保すべき通信速度の考え方については、実効速度と名目速度の2通りが存在するが、ブロードバンドサービスはベストエフォート型サービスであることから、あらゆる状況下での実効速度を担保することが困難であることを考慮すれば、名目速度をベースに考えることが適当である。</p> | <p>確保すべき通信速度として名目速度をベースとすることに賛同致します。ユニバーサルサービスとしてとして規定される対象がブロードバンドアクセス回線であるのに対し、実効速度に影響を及ぼすのは端末性能、家庭内ネットワーク、集合住宅内のネットワーク、ISP ネットワーク、利用するサービスのサーバーなどの状況等様々な要素が存在することから、実効速度を対象とすることは困難と考えます。</p> |
| P26 | <p>一方で、名目速度との大きな乖離を防止するため(以下略)</p> | <p>どの程度の乖離を大きなものとするかによりますが、時間帯等によってはベストエフォート回線ではある程度、例えば名目速度に比べて10倍程度の乖離は普通に存在することから、今後の議論においてその点だけをもって名目速度をベースとすることに否定的になるべきではないと考えます。</p> |
| P26 | <p>テレワーク・遠隔教育等の利用のために、実効速度で1人あたり上下数 Mbps（世帯で10Mbps程度）が安定的に利</p> | <p>インターネットの性質から、速度は常に速くなったり遅くなったりする「ゆらぎ」が存在します。しかしこれによって通常は動画の再生は途切れないようアプリケーション側でバッファリングするなどの対処が</p> |

| | | |
|--|----------------------|---|
| | 用できることが望ましいことから（以下略） | 行われています。ですから、安定的の意味として、その水準を下回ってはならないと解釈されることが無いようお願いします。 |
|--|----------------------|---|

以上